



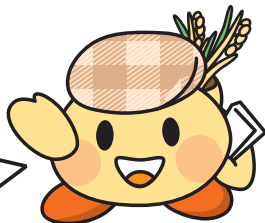
軽課の適用 1 年延長

平成 29 年度 軽自動車税

税制改正により、軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例の「軽課」の適用が 1 年延長されることになりました。

問合せ 市税務課税務管理グループ

一定の環境性能を満たす車両は、軽自動車税が軽減されます！
自動車検査証に基いて軽減されるので、手続きは不要です！



グリーン化特例って？

自動車環境対策として、排出ガスおよび燃費性能に応じ、税率を軽減したり、上乘せしたりする特例措置です。

- 重課 初度検査年月*から 13 年を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を上乘せ
- 軽課 環境負荷の小さい自動車は、税率を軽減

※初度検査年月

最初の新規検査を受けた年月（新車登録をした年月）で、自動車検査証に記載されています。

【軽課】…初度検査年月が平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月

【重課】…初度検査年月が平成 16 年 3 月以前

車種区分	税率（年額）		
	電気自動車 など	※乗用 平成 32 年度 燃費基準 + 20% 達成車	※乗用 平成 32 年度 燃費基準 達 成車
三輪	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪 乗用	自家用	2,700 円	5,400 円
	営業用	1,800 円	3,500 円
四輪 貨物	自家用	1,300 円	2,500 円
	営業用	1,000 円	1,900 円

※平成 27 年度
燃費基準 +
35% 達成車

※貨物
平成 27 年度
燃費基準 +
15% 達成車

※平成 17 年排出ガス規制 75% 低減達成車に限る。

車種区分	税率（年額）			
	初度検査年月			
	【重課】	【重課・軽課以外】		
	平成 16 年 3 月まで	平成 16 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月以後	
三輪	4,600 円	3,100 円	3,900 円	
四輪 乗用	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
四輪 貨物	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円

原動機付自転車・小型特殊自動車の登録には車台番号が必要です！

登録・譲渡・廃車などの手続きの際に提出する申告書には、必ず車台番号を記入してください。車台番号は販売証明などで確認します。確認できない場合は、写真や石ずり*を添付してください。

※石ずりとは、車台番号の上に紙などを重ね、鉛筆などで擦り、写すこと。

原動機付自転車とは…総排気量が 50cc 以下（電動機の場合は定格出力 0.6kW 以下）のもの、または総排気量が 50cc 超 125cc 以下（電動機の場合は定格出力 1.0kW 以下）の二輪車



小型特殊自動車とは…農耕作業用（トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植機など）で最高時速が 35km 未満のもの、または農耕用作業用以外の特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダーなど）で最高時速が 15km 以下かつ一定の規格のもの



廃車・譲渡の申告を忘れていませんか？

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、公道の走行や使用の有無にかかわらず、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有する方に対してかかる税です。そのため、3 月末までに業者に譲渡・廃車を依頼したとしても、4 月 1 日までに申告を完了していないと、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、1 年分の税額を全額納めていただくことになります。

